

葉山港駐車場管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、葉山港臨港道路附属駐車場の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規程の遵守)

第2条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(開場時間)

第3条 駐車場の開場時間は、午前5時から午後10時までとする。なお、営業日は年中無休とする。ただし、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設けることがある。

(供用の休止等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第2条4号に定める自動車、以下「車輛」という。）の退避等を行うことがある。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合
- (3) その他駐車場の管理上特に必要と認められる場合

(駐車できる車輛)

第5条 駐車場に駐車することのできる車輛は、原動機付自転車、二輪自動車、普通自動車及び大型自動車とする。

第2章 利用

(駐車場への入出等)

第6条 利用者は駐車場入り口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。

- 2 利用者は出庫するとき、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、出庫しなければならない。
- 3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第7条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場の車輛通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は8km 毎時を超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第9条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙し又は火気を使用しないこと。
- (2) ゴミは持ち帰ること。
- (3) 場内又は車内で宿泊しないこと。
- (4) 場内で車輛の洗浄はしないこと。
- (5) 場内の施設、他の車輛に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を車内に放置しないこと。
- (7) 場内において営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

第10条 指定管理者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する場合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輛を退出させることがある。

- (1) 駐車場の施設又は他の車輛をき損又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (3) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められたとき。

(出庫拒否)

第11条 指定管理者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき。
- (3) この規程第12条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故に関する措置)

第12条 指定管理者は、駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあるときは速やかに必要な措置を行うものとする。

第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、1車輛につき次のとおりとする。

区分	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
港湾施設利用者	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき420円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき840円とする。	1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,680円とする。
その他の者	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき800円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,550円とする。	1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,150円とする。

(減免基準)

第14条 駐車料金の減免基準は次のとおりとする。

対象	減免
・ 港湾に係る公務のための車両 ・ 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両 ・ その他あらかじめ知事が特に指定した車両	免除 ※ 条例第25条第1項の規定による免除
・ 地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき	免除
・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者が乗車する車両 ・ 神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両	減額 (利用料金額の10分の5)

<ul style="list-style-type: none"> ・葉山港本港地区（漁港区）を根拠地とする船舶の乗客の車両 ・鑑摺町内会関係者の車両であって臨港道路等の交通混雑の緩和等に協力する車両 	減額（第13条に規定する駐車場 利用料金の表における、その他 の者に係る利用料金額と港湾施 設利用者に係る利用料金額との 差分）
---	--

（料金の払戻し等）

第15条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めたときは、この限りではない。

（利用者に対する損害の賠償）

第16条 指定管理者は、その責に帰すべき事由により車輛を滅失し、き損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（車内の物品に関する免責）

第17条 前条に規定にかかわらず、指定管理者は、駐車場に駐車中の車内に留置された貴重品その他の物品が滅失、き損又は汚損した場合の損害については賠償しない。

（車輛又は利用者の損害に関する免責）

第18条 指定管理者は、次の事由その他指定管理者の責に帰することのできない事由によって生じた車輛又は利用者の損害については賠償しない。

- （1）天災地変その他不可抗力による事故
- （2）当該車輛その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物の性質による事故
- （3）第12条の規定による措置

（利用者の故意、過失による損害の賠償）

第19条 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は他の利用者の車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 雑則

（この規程に定めない事項）

第20条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間の駐車料金の額は、第 13 条の表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
港湾施設 利用者	1時間につき150円 2時間超の場合400円	1時間につき300円 2時間超の場合800円	1時間につき600円 2時間超の場合1,600円
その他 利用者	1時間につき150円 4時間超の場合750円	1時間つき300円 4時間超の場合1,500円	1時間につき600円 4時間超の場合3,000円

附 則

- 1 この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和元年 9 月 30 日までの間の駐車料金の額は、第 13 条の表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
港湾施設 利用者	1時間につき160円 2時間超の場合420円	1時間につき310円 2時間超の場合810円	1時間につき620円 2時間超の場合1,650円
その他 利用者	1時間につき160円 4時間超の場合800円	1時間つき310円 4時間超の場合1,550円	1時間につき620円 4時間超の場合3,100円

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。